

特定技術基準対象施設に関する報告の徴収 及び立入検査等のガイドライン

平成26年 7月
(令和5年 3月一部変更)

国土交通省

港湾局

目 次

1. 総則	1
1. 1 適用範囲	1
1. 2 特定技術基準対象施設の考え方	6
1. 3 報告の徴収及び立入検査等の実施手順	7
1. 4 報告の徴収	8
1. 5 立入検査	10
1. 6 勧告・命令	11
2. 実施要領	12
3. 報告の徴収様式	16
4. その他様式集	24

1. 総則

1. 1 適用範囲

本ガイドラインは、港湾管理者が、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対して、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告の徴収及び立入検査等を行う場合の、手続き、方法等の考え方についてとりまとめたものである。

【解説】

東日本大震災の教訓を踏まえ、港湾法の一部を改正する法律（平成25年法律第31号）が、平成25年6月5日をもって公布され、平成26年6月1日より施行されることとなった。

これにより、港湾管理者は、港湾管理者以外の者（以下「民間事業者等」という。）に対し、特定技術基準対象施設の維持管理の状況について報告を求め、又はその職員を民間事業者等の事務所等に立ち入らせ、維持管理の状況、施設、帳簿、書類その他物件を検査することができることとなった。

また、当該特定技術基準対象施設が技術基準に適合しなくなり、かつ、損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、港湾管理者は、民間事業者等に必要な措置をとるべきことを勧告することができることとなり、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、措置をとることを命令できることとなった。

本ガイドラインは、**図-1.1**に示すとおり、港湾管理者が民間事業者等の特定技術基準対象施設の管理者に対して、報告の徴収及び立入検査等を実施する場合の手続き及び方法の考え方についてとりまとめたものである。

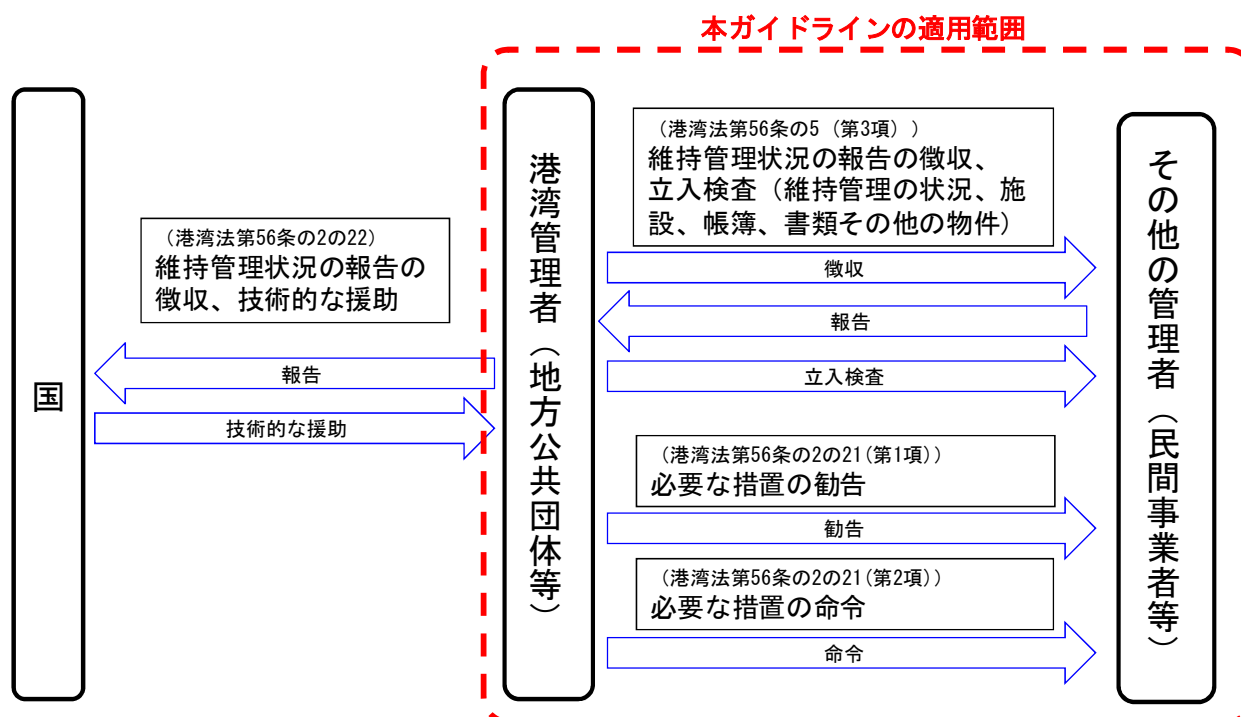


図-1.1 本ガイドラインの適用範囲

(参照条文)

【港湾法】

(特定技術基準対象施設を管理する者に対する勧告等)

第五十六条の二の二十一 港湾管理者は、技術基準対象施設であつて、外郭施設その他の非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるものとして国土交通省令で定めるもの（以下「特定技術基準対象施設」という。）のうち、港湾管理者以外の者（国及び地方公共団体を除く。第五十六条の五第三項において同じ。）が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該特定技術基準対象施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 港湾管理者は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、その者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(国土交通大臣への報告等)

第五十六条の二の二十二 国土交通大臣は、港湾管理者に対し、その管理する港湾における特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し必要な報告を求め、又は技術的な援助をすることができる。

(報告の徴収等)

第五十六条の五 (略)

2 (略)

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(行政事件訴訟法 等の適用)

第五十九条 (略)

2 第三十八条の二第八項、第四十条の二第一項、第四十一条第一項、第五十六条の二の二十一第二項及び第五十六条の四第一項の命令、第五十八条第二項の規定に基づく公有水面埋立法による職権の行使並びに公共団体の管理する公共用土地物件の使用に関する法律第一条の命令に関する行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の適用については、港務局の委員会の委員長は、行政庁とみなす。

3 (略)

(罰則)

第六十一条 (略)

2～7 (略)

8 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四 (略)

五 第五十六条の五第一項若しくは第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9・10 (略)

【港湾法施行規則】

(特定技術基準対象施設)

第二十八条の二十二 法第五十六条の二の二十一第一項の国土交通省令で定める技術基準対象施設は、港湾区域内及び港湾区域外二十メートル以内の地域内に存する次に掲げるものとする。

- 一 外郭施設
- 二 係留施設
- 三 橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道
- 四 固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械
- 五 廃棄物埋立護岸

(報告の徴収等)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 法第五十六条の五第三項の規定により港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求める場合には、報告すべき事項、報告の期限その他必要な事項を明示し、これを行うものとする。

4 法第五十六条の五第一項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十号様式によるものとし、同条第二項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十一号様式によるものとし、同条第三項の規定による立入検査に係る同条第四項の規定による証明書は第十二号様式によるものとする。

(裏)

(裏)

港灣法抜粋
第五十六条の五
(報告の徴収等)

3 港湾管理者は、この法律の施行に必要限度において、国土交通省令で定めるところにより、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対し、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定技術基準対象施設を管理する者の事務所若しくは事業場に立ち入り、当該特定技術基準対象施設の維持管理の状況若しくは当該特定技術基準対象施設、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

4 前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(表)

(表)

第十号様式(第三十八条関係)

(用紙の寸法は、日本工業規格B5と定める。)

第 号
身分証明書

写
真

住所
氏名
職名
生年月日

右は、港灣法第五十六条の五第三項の規定により同法第五十六条の二の二十一第一項に規定する特定技術基準対象施設を管理する者の事務所又は事業場に立ち入ることができる者であることを証する。

交付年月日

有効期間

発行機関名

発行機関印

(その他参照条文)

【港湾法】

(港湾の施設に関する技術上の基準等)

第五十六条の二の二 水域施設、外郭施設、係留施設その他の政令で定める港湾の施設（以下この項及び次項において「技術基準対象施設」という。）は、他の法令の規定の適用がある場合においては当該法令の規定によるほか、技術基準対象施設に必要とされる性能に関して国土交通省令で定める技術上の基準（以下「技術基準」という。）に適合するように、建設し、改良し、又は維持しなければならない。

2～5 (略)

【港湾法施行令】

(港湾の施設)

第十九条 法第五十六条の二の二第一項 の政令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（その規模、構造等を考慮して国土交通省令で定める港湾の施設を除く。）とする。ただし、第四号から第七号まで及び第九号から第十一号までに掲げる施設にあつては、港湾施設であるものに限る。

- 一 水域施設
- 二 外郭施設（海岸管理者が設置する海岸法（昭和三十一年法律第百一号）第二条第一項 に規定する海岸保全施設及び河川管理者が設置する河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第三条第二項に規定する河川管理施設を除く。）
- 三 係留施設
- 四 臨港交通施設
- 五 荷さばき施設
- 六 保管施設
- 七 船舶役務用施設
- 八 旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設
- 九 廃棄物埋立護岸
- 十 海浜（海岸管理者が設置する海岸法第二条第一項 に規定する海岸保全施設を除く。）
- 十一 緑地及び広場

【港湾法施行規則】

(令第十九条 及び第二十条 の国土交通省令で定める港湾の施設)

第二十八条 令第十九条 及び第二十条 の国土交通省令で定める港湾の施設は、次に掲げる港湾の施設（令第二十条 の国土交通省令で定める港湾の施設にあつては、第七号を除く。）とする。

- 一 ろかいのみをもつて運転する船舶を専ら係留するための係留施設
- 二 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項 に規定する都市公園又は都市計画施設（都市計画法（昭和三十九年法律第百号）第四条第五項 に規定する都市計画施設をいう。）である公園で国が設置するものに設けられる施設として地方公共団体又は国が建設し、又は改良する係留施設
- 三 漁業を行うために必要な施設（港湾管理者が建設し、又は改良する港湾施設を除く。）
- 四 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第一条 に規定する砂防工事及びその砂防工事にあわせて

- 施行される工事として国土交通大臣又は都道府県知事が建設し、又は改良する港湾の施設
- 五 海岸法第二条第一項 に規定する海岸保全施設に関する工事及び同法第十七条第一項 の規定によるその工事にあわせて施行される工事として海岸管理者が建設し、又は改良する港湾の施設
- 六 河川法第八条 に規定する河川工事及び同法第十九条 の規定によるその河川工事にあわせて施行される工事として河川管理者が建設し、又は改良する港湾の施設
- 七 当該港湾の港湾計画において、大規模地震対策施設（港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令第十六条 の大規模地震対策施設をいう。以下同じ。）として定められておらず、かつ、当該港湾に関し定められている災害対策基本法第四十条 の都道府県地域防災計画又は同法第四十二条 の市町村地域防災計画において定められていない緑地及び広場

1. 2 特定技術基準対象施設の考え方

- (1) 特定技術基準対象施設は、技術基準対象施設であって、非常災害により損壊した場合に、船舶の交通に支障を及ぼすおそれがあるものとして、国土交通省令で定めるものをいう。(港湾法第 56 条の 2 の 22 第 1 項)
- (2) 特定技術基準対象施設は、技術基準対象施設であって、港湾区域内及び港湾区域外 20 メートル以内の地域内に存する外郭施設、係留施設、橋梁及びトンネル、固定式及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸とする。(港湾法施行規則第 28 条の 22)

【解説】

(1) について

東日本大震災では、被災地域の港湾において、護岸の損壊によって、船舶の入出港に支障を来す事例があった。このため、港湾法の一部を改正し、首都直下地震や南海トラフ巨大地震等の非常災害時において、船舶の交通を確保するため、港湾管理者は、民間事業者等に対して、特定技術基準対象施設の維持管理状況について、報告の徴収及び立入検査等ができることとなった。

特定技術基準対象施設については、港湾法施行規則の一部改正（平成 26 年国土交通省令第 47 号）を行い、下記(2)に示す特定技術基準対象施設を規定した。

また、港湾法の一部改正においては、技術基準対象施設について定期的な点検を行うことの明確化を行った。これを受けて、「港湾の施設の技術上の基準を定める省令」（以下「基準省令」という。）の改正（平成 25 年国土交通省令第 91 号）及び「技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示」（以下「維持告示」という。）の改正（平成 26 年国土交通省告示第 394 号）を行っている。特定技術基準対象施設についても、供用期間にわたって要求性能を満足するよう、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき適切に維持管理を行う必要があり、報告の徴収等により、適切に維持管理されているかを把握することが重要である。

(2) について

特定技術基準対象施設は、「非常災害により損壊した場合において船舶の交通に支障を及ぼすおそれのあるもの」とされており、船舶が航行する可能性のある水域に隣接していること、非常災害により損壊した場合に、その構造特性から水域の影響を及ぼす程度を勘案して、以下の観点から、港湾法施行規則第 28 条の 22 に規定した。

①船舶が航行する可能性のある水域に隣接

非常災害により損壊した場合に船舶の交通に支障を及ぼすという観点から、水域内及び水域に隣接する陸域にあるものを対象とし、港湾区域内及び港湾区域の水際から、陸側 20m に存する技術基準対象施設を特定技術基準対象施設と規定した。

②構造特性から水域の影響を及ぼす程度

施設が損壊したとしても、船舶の交通に影響が軽微である施設（平面的な構造物）や、影響が一時的な施設（撤去が容易なもの）については対象外とし、特定技術基準対象施設は、外郭施設、係留施設、橋梁及びトンネル、固定式及び軌道走行式荷役機械、廃棄物埋立護岸とした。

1. 3 報告の徴収及び立入検査等の実施手順

報告の徴収及び立入検査等の実施手順等は、事前に検討して定めておくことが望ましい。

【解説】

報告の徴収及び立入検査等の実施手順等は、「2. 実施要領」を参考に、事前に定めておくことが望ましい。

1. 4 報告の徴収

- (1) 港湾管理者は、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対して、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関して報告を求めることができる。(港湾法第 56 条の 5 第 3 項)
- (2) 港湾管理者は、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関して報告を求める場合は、報告すべき事項、報告の期限等を明示しなければならない。(港湾法施行規則第 38 条第 3 項)
- (3) 港湾管理者は、報告された事項から、特定技術基準対象施設の維持管理状況について把握し、確認を行う。

【解説】

(1)について

報告の徴収は、特定技術基準対象施設の概要や、点検の実施時期及び評価結果等の事項について、「3. 報告の徴収様式」に示す項目を維持管理情報データベースに入力することで実施することを基本とする。

技術基準対象施設の維持管理については、基準省令第 4 条第 1 項において、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）に基づき、適切に維持されるものとされている。また、維持告示において、点検診断の時期及び方法等が定められ、「港湾の施設の点検診断ガイドライン」において具体的な解説を行っている。

「3. 報告の徴収様式」に示す項目は、これら法令で規定されている事項が確実に実施されているかを簡易に把握することを目的に設定している。なお、港湾法第 56 条の 2 の 22 に基づき、国土交通大臣が港湾管理者に対して、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関して報告を求める場合については、維持管理情報データベースの情報更新をもってその報告に代えることができる。

報告を受ける際に打合せが必要な場合は、オンライン会議システム等を積極的に活用し、効率的な業務の遂行に努めることとする。

なお、本様式に示す項目で、維持管理状況が把握し難い場合等は、必要に応じて、別途報告を求める項目を定め、報告を徴収することを妨げるものではない。

また、徴収した報告の結果を踏まえ港湾管理者が必要と判断した場合や、耐震強化岸壁に至る航路沿いに立地する等当該施設の重要性等を勘案し、地震に対する安全性等について詳細に確認する必要があると港湾管理者が判断した場合等においては、当該施設の詳細な点検の結果の報告を求めることとする。

例えば、報告を徴収した民間事業者等に対し勧告を検討する際など、当該施設の劣化の進行状況や技術基準への適合状況等地震に対する安全性等について詳細に確認する場合には、地震に対する安全性に係る点検の結果として、陸上目視、海上目視、電位測定、施設の変位状況の測量、部材の肉厚測定、水中目視その他技術基準への適合状況を確認するために必要な点検の結果についての報告を追加的に求めるとともに、当該点検結果により判定された劣化状況等を踏まえ、当該施設の設計の考え方と照らし合わせ、当該施設の建設当時又は現行の技術基準への適合状況についての判定結果に関する報告を求めることとする。

判定にあたっては、例えば、上記の点検結果により判定された劣化状況等を踏まえ、建設当時（改良を行っている場合にあつては、改良当時。）又は現行の技術基準に基づき、地震時の安定性が確保されているかどうかを確認する等の適切な方法で実施することが考えられる。

(2)について

港湾管理者が民間事業者等から報告を徴収する際には、対象とする民間事業者等に対して、報告の徴収の対象とする施設、報告の項目（維持管理計画の有無、点検診断計画の有無、点検の実施状況等）、報告の期限を明示し事前に通知する。通知は「4. その他様式集」を参考に電子データで行うことを基本とする。

報告の期限については、民間事業者等に過度の負担にならないよう、配慮する。

(3)について

特定技術基準対象施設の維持管理状況は、徴収した報告により、基準省令第4条第1項の維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）の策定の有無、維持管理計画等に基づく当該施設の点検診断の実施状況及びその結果等を把握する。

維持告示では、定期点検診断は5年以内ごと（重点点検診断施設については3年以内ごと）に実施することを義務づけていることから、維持管理計画等（点検に関する事項を含む。）が策定されておらず、維持管理計画等に基づき定期点検診断がなされていない場合は、少なくとも5年以内（重点点検診断施設については3年以内）に、維持管理計画等を策定し、維持管理計画等に基づく定期点検診断を実施する予定があるか否かを確認する。

徴収した報告の結果から、当該特定技術基準対象施設の維持管理状況に不適切な事項があり、維持管理に関する書類等の書面検査又は目視等による現場検査等を行う必要があると認められる場合は、立入検査の実施等を検討する。

なお、徴収した報告により知り得た情報は、法目的を踏まえて使用するものであって、正当な理由がある場合を除き、他に漏れることがないよう留意する。

1. 5 立入検査

- (1) 港湾管理者は、港湾管理者以外の者で特定技術基準対象施設を管理するものに対して、その職員に、当該施設を管理する者の事務所等に立ち入り、維持管理の状況、当該施設、帳簿、書類等进行检查させることができる。(港湾法第 56 条の 5 第 3 項)
- (2) 立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。(港湾法第 56 条の 5 第 4 項)
- (3) 港湾管理者は、立入検査の結果を踏まえ、適切に特定技術基準対象施設が維持管理されているかを確認し、検査結果を、当該施設を管理する民間事業者等に通知する。

【解説】

(1)について

立入検査を行うにあたっては、徴収した報告の結果等を踏まえ、特定技術基準対象施設の概要及び立入検査が必要となった事項等を整理し、効率的に実施できるように、事前に準備を行う。

立入検査については、法目的を踏まえ、維持管理に関する書類等の書面検査、目視等による現場検査等を、必要な範囲内で重点的に実施する。なお、目視等による現場検査等にあたっては、新技術等の積極的な活用による効率化等について考慮することが望ましい。例えば、ドローン等により目視と同等に変状の把握ができ、劣化状況等の確認ができると立入検査を実施する者が判断する新技術等による検査の場合は、それを目視等による現場検査等としてみなすことができる。

円滑に立入検査を行うため、当該施設を管理する民間事業者等に、必要に応じて、事前に通知する。

(2)について

立入検査をする職員は、港湾法施行規則第 38 条第 4 項に定める証明書を携帯し、立入する民間事業者等からの求めがあった場合は、提示しなければならない。

立入検査は、民間事業者等の営業時間内に行うことを原則とし、2 名以上の職員で実施することが望ましい。

なお、立入検査を拒否等された場合は、拒否理由の確認、立入検査の目的及び必要性の説明等を行い、民間事業者等の理解を得るよう努める。

(3)について

立入検査の結果の通知は、電子データにより行うことを基本とする。

立入検査の結果、維持管理の状況に不適切な事項が認められる場合は、不適切な事項と判断した理由を付して、民間事業者等に通知する。その場合、結果の通知にあわせて、不適切な事項に対する民間事業者等の具体的な対応方針について、報告の徴収を行う等、適切に対応する。なお、立入検査により知り得た情報は、法目的を踏まえて使用するものであって、正当な理由がある場合を除き、他に漏れることがないよう留意する。

1. 6 勧告・命令

- (1) 港湾管理者は、特定技術基準対象施設のうち、港湾管理者以外の者が管理するものが、技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合において船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、当該施設を管理する者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。(港湾法第 56 条の 2 の 21 第 1 項)
- (2) 港湾管理者は、勧告を受けた者が、正当な理由が無く、勧告に係る措置をとらなかったときは、勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。(港湾法第 56 条の 2 の 21 第 2 項)

【解説】

(1)について

港湾法第 56 条の 2 の 21 第 1 項の技術基準は、当該特定技術基準対象施設が建設された当時に施行されていた技術基準であり、徴収した報告及び立入検査の結果から、当該技術基準に適合しているかを確認する。なお、建設後、当該施設を改良した場合は、改良を行った当時に施行されていた技術基準に適合しているかを確認することとなる。

徴収した報告及び立入検査の結果、当該施設に相当程度の変状等が認められる場合は、民間事業者等に、当該施設の詳細な点検診断の結果の報告を、追加的に求めることを検討する。また、当該施設が建設又は改良された当時に施行されていた技術基準の耐震性能等を満たすことが確認できない場合は、当該技術基準に定められた耐震性等に適合しているかどうかの判定結果の報告を、追加的に求めることを検討する。

徴収した報告及び立入検査の結果を踏まえ、当該施設が技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、自主的な改善がなされる見込みがないと判断された場合等にあっては、必要な措置をとるべきことを勧告することを検討する。勧告は「4. その他様式集」を参考に電子データにより行うことを基本とする。

(2)について

勧告を受けた者が、勧告に係る措置をとらなかったときは、その理由を徴収し、正当な理由と認められない場合は、勧告に係る措置の命令を行うことを検討する。勧告に係る措置命令は「4. その他様式集」を参考に電子データにより行うことを基本とする。

2. 実施要領

報告の徴収及び立入検査等を適切かつ円滑に実施するために、実施手順及び実施方法を示す。

- ・「実施手順」は、報告の徴収及び立入検査等の流れをフローチャートとして示したものである。
- ・「実施方法」は、検査手順に従って行う具体的な実施方法及び留意事項を示したものである。

表-2.1 報告の徴収及び立入検査等実施要領（1）

実施手順	実施方法
<pre> graph TD A[報告の徴収の事前準備及び通知] --> B[報告の徴収の実施] B --> C[維持管理状況の確認] </pre>	<p>1. 報告の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定技術基準対象施設の維持管理状況について、当該施設を管理する民間事業者等から、報告の徴収を行う。 ・ 徴収した報告により知り得た情報は、法目的を踏まえて使用するものであって、正当な理由がある場合を除き、他に漏れることがないように留意する。 <p>(1) 報告の徴収の事前準備及び通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者が管理する港湾において、特定技術基準対象施設を管理する民間事業者等の住所、氏名等の確認を行う。 ・ 報告の徴収を行う民間事業者等に、対象施設、報告項目、報告期限、その他の必要な事項を明示し様式 4.1 にて通知する。通知は電子データで行うことを基本とする。 ・ 報告の期限については、民間事業者等に過度の負担にならないよう、配慮する。 <p>(2) 報告の徴収の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報告は、民間事業者等から様式 4.2 にて徴収する。 ・ 報告の徴収については、維持管理情報データベースに入力することで実施することを基本とする。 <p>(3) 維持管理状況の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴収した報告から、施設の維持管理状況を確認する。 ・ 施設の維持管理状況が、基準省令及び維持告示等に適合していることを確認する。 ・ 「3. 報告の徴収様式」の内容が港湾台帳と異なる場合には、事実を確認の上、必要に応じて、港湾台帳を修正する。 ・ 徴収した報告により、維持管理状況の把握が難しい場合は必要に応じて、聞き取り等により確認する。

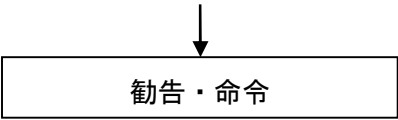
表-2.2 報告の徴収及び立入検査等実施要領（2）

実施手順	実施方法
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[] --> B[立入検査の事前準備] B --> C[立入検査対象施設への立入] C --> D[立入検査の実施] </pre> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・徴収した報告で確認した特定技術基準対象施設の維持管理状況に不適切な事項があり、維持管理に関する書類等の書面検査又は目視等による現場検査等を行う必要があると認められる場合は、立入検査の実施等を検討する。 <p>2. 立入検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収した報告の結果等を踏まえ、特定技術基準対象施設の維持管理状況について、立入検査を行う。 ・立入検査により知り得た情報は、法目的を踏まえて使用するものであって、正当な理由がある場合を除き、他に漏れることがないように留意する。 <p>(1) 立入検査の事前準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告の結果等を踏まえ、特定技術基準対象施設の概要及び立入検査が必要となった事項等を整理し、効率的に立入検査を実施できるように、事前の準備を行う。 ・効率的に立入検査を行うため、立入検査を行う項目及び具体的な実施方法について検討を行う。 ・円滑に立入検査を行うため、民間事業者等に、必要に応じて、事前に通知する。 <p>(2) 立入検査対象施設への立入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査は、民間事業者等の営業時間内等に行うことを原則とし、2名以上の職員で実施することが望ましい。 ・立入検査をする職員は、証明書を携帯し、立入する民間事業者等からの求めがあった場合は提示しなければならない。（港湾法第56条の5第4項） ・立入検査を拒否（施設の一部の拒否も含む）等された場合は、拒否理由の確認、立入検査の目的及び必要性の説明等を行い、民間事業者等の理解を得るよう努める。 <p>(3) 立入検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査は、法目的を踏まえ、維持管理に関する書類等の書面検査、目視等による現場検査等、立入検査が必要な範囲内で重点的に実施する。

表-2.3 報告の徴収及び立入検査等実施要領（3）

実施手順	実施方法
<div style="text-align: center;"> <pre> graph TD A[] --> B[立入検査結果の通知] B --> C[技術基準適合性の確認] </pre> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じて、関係資料の収集を行う。 ・施設の状態、関係図面、維持管理状況を写真撮影する場合は、相手方の同意を得る。 ・立入検査の状況については、詳細に記録することが望ましい。 ・立入検査した事項から、施設の維持管理状況を確認する。 ・施設の維持管理状況は、基準省令及び維持告示等に適合していることを確認する。 <p>(4) 立入検査結果の通知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立入検査の結果の通知は電子データで行うことを基本とする。 ・維持管理状況に不適切な事項が認められる場合は、不適切な事項と判断した理由を付して、民間事業者等に通知する。 ・結果の通知にあわせて、不適切な事項に対する民間事業者等の具体的な対応方針について、報告の徴収を行う等、適切に対応する。 <p>3. 勧告・命令</p> <p>(1) 技術基準適合性の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収した報告及び立入検査の結果から、特定技術基準対象施設が建設されたときに施行されていた技術基準に適合しているかを確認する。 ・建設後、当該施設を改良した場合は、改良を行ったときに施行されていた技術基準に適合しているかを確認する。 ・徴収した報告及び立入検査の結果、相当程度の変状等が認められる場合は、民間事業者等に、当該施設の詳細な点検診断結果の報告を、追加的に求めることを検討する。 ・当該施設が建設又は改良されたときに施行されていた技術基準の耐震性能等を満たすことが確認できない場合は、当該技術基準に定められた耐震性等に適合しているかどうかの判定結果の報告を、追加的に求めることを検討する。

表-2.4 報告の徴収及び立入検査等実施要領（4）

実施手順	実施方法
<div style="text-align: center;">  <p>↓</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">勧告・命令</div> </div>	<p>(2) 勧告・命令</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収した報告及び立入検査の結果を踏まえ、当該施設が技術基準に適合しなくなり、かつ、非常災害により損壊した場合に船舶の交通に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合であって、自主的な改善がなされる見込みがないと判断された場合等にあつては、必要な措置をとるべきことを勧告（様式 4.3）することを検討する。勧告は電子データで行うことを基本とする。 ・勧告を受けた者が、勧告に係る措置をとらなかったときは、その理由を徴収し、正当な理由と認められない場合は、勧告に係る措置の命令（様式 4.4）を行うことを検討する。勧告に係る措置の命令は電子データで行うことを基本とする。

3. 報告の徴収様式

(1) 報告の徴収様式を表-3.1～表-3.8に示す。

表-3.1 報告の徴収様式(外郭施設:(イ)防波堤、防砂堤など)

項目	内容		
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者名			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
種類			
構造形式			
主要用材			
延長-建設延長(m)			
延長-機能保有延長(m)			
天端高(m)			
消波工延長(m)			
建設開始年度			
建設終了年度			
事業費-総額(千円)			
事業費-補助金額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覧】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定期期又は策定予定期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
ライフサイクルコスト算定の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無	
		点検方法	
	初回点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
		対応の種類 対応の処理状況	
	一般定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
		対応の種類 対応の処理状況	
	詳細定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
施設の性能低下度			
対応の種類 対応の処理状況			
補修工事関連	補修予定	実施予定時期(西暦)	
		予定している補修内容	
		補修予定費用(千円)	
	履歴(前回)	維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
		補修・改良工法	
		補修費用(千円)	
		新技術の活用	
	維持補修工事の概要		

表-3.2 報告の徴収様式(外郭施設:(口)水門及びこう門)

項目	内容		
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者名			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
構造形式			
主要用材			
ゲート形式			
長さ(m)			
幅(m)			
水深(m)			
建設開始年度			
建設終了年度			
事業費-総額(千円)			
事業費-補助金額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覧】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定時期又は策定予定時期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
ライフサイクルコスト算定の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無	
	初回点検診断	点検方法	
		点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法 施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況	
	一般定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況	
	詳細定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況			
補修工事関連	補修予定	実施予定時期(西暦)	
		予定している補修内容 補修予定費用(千円)	
	履歴(前回)	維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
		補修・改良工法	
		補修費用(千円)	
	新技術の活用 維持補修工事の概要		

表-3.3 報告の徴収様式(係留施設:岸壁、係留浮標など)

項目	内容		
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者名			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
構造形式			
主要用材			
形態			
延長-取付部を除く延長(m)			
延長-取付部を含む延長(m)			
施設の幅(m)			
エブロン幅(m)			
面積(m ²)			
水深-計画上の水深(m)			
水深-現在の水深(m)			
天端高(m)			
耐重力(t/m ²)			
主要利用船舶の種類			
主要取扱貨物名			
付帯設備-係船柱(t)			
付帯設備-係船柱(基)			
付帯設備-防げん材(基)			
付帯設備-照明設備(基)			
付帯設備-階段等(基)			
付帯設備-救命胴衣(名称)			
付帯設備-救命胴衣(個)			
付帯設備-車止め(m)			
付帯設備-車両乗降設備-基数			
付帯設備-車両乗降設備-幅員(m)			
対象船舶-船型(D/W)			
対象船舶-船席数			
位置情報-緯度			
位置情報-経度			
建設開始年度			
建設終了年度			
事業費-総額(千円)			
事業費-補助金額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覧】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定期又は策定予定時期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
ライフサイクルコスト算定の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無	
		点検方法	
	初回点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
		対応の種類	
	一般定期点検診断	対応の処理状況	
		点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
	詳細定期点検診断	対応の種類	
		対応の処理状況	
点検実施日(西暦、月日)			
点検方法			
補修工事関連	補修予定	実施予定時期(西暦)	
		予定している補修内容	
	履歴(前回)	補修予定費用(千円)	
		維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
		補修・改良工法	
		補修費用(千円)	
新技術の活用			
維持補修工事の概要			

表-3.4 報告の徴収様式(橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道:橋梁)

項目		内容	
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者名			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
道路・鉄道			
構造形式			
延長(m)			
車道幅員(m) ※道路のみ			
車線数(m) ※道路のみ			
単線・複線 ※鉄道のみ			
桁下高(m)			
舗装形態 ※道路のみ			
建設開始年度			
建設終了年度			
事業費-総額(千円)			
事業費-補助金額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覧】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定期間又は策定予定時期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
ライフサイクルコスト算定の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無	
	初回点検診断	点検方法	
		点検実施日(西暦、月日)	
		施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況	
	一般定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況			
詳細定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)		
	点検方法		
	施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況		
補修工事関連	補修予定	実施予定時期(西暦)	
		予定している補修内容	
	履歴(前回)	補修予定費用(千円)	
		維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
		補修・改良工法	
	補修費用(千円)		
	新技術の活用		
	維持補修工事の概要		

表-3.5 報告の徴収様式(橋梁並びにトンネルの構造を有する道路、鉄道及び軌道:トンネル)

項目	内容		
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者名			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
道路・鉄道			
構造形式			
延長(m)			
車道幅員(m) ※道路のみ			
車線数(m) ※道路のみ			
単線・複線 ※鉄道のみ			
制限高(m)			
舗装形態 ※道路のみ			
建設開始年度			
建設終了年度			
事業費-総額(千円)			
事業費-補助金額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覧】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定期期又は策定予定期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
ライフサイクルコスト算定の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無 点検方法	
	初回点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況	
	一般定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況			
詳細定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)		
	点検方法		
	施設の性能低下度 対応の種類 対応の処理状況		
補修工事関連	補修予定	実施予定期(西暦)	
		予定している補修内容 補修予定費用(千円)	
	履歴(前回)	維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
		補修・改良工法	
		補修費用(千円) 新技術の活用 維持補修工事の概要	

表-3.6 報告の徴収様式(固定式荷役機械及び軌道走行荷役機械)

項目		内容	
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者名			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
係留施設名			
荷役能力-吊り上げ加重(t)			
荷役能力-1時間あたりの能力(t/時間)			
荷姿名			
主要取扱貨物名			
建設開始年度			
建設終了年度			
取得年度			
事業費-総額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覧】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定期間又は策定予定時期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無	
		点検方法	
	初回点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
		対応の種類	
	一般定期点検診断	対応の処理状況	
		点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
	詳細定期点検診断	対応の種類	
		対応の処理状況	
点検実施日(西暦、月日)			
点検方法			
補修工事関連	補修予定	施設の性能低下度	
		対応の種類	
	履歴(前回)	対応の処理状況	
		実施予定時期(西暦)	
		予定している補修内容	
		補修予定費用(千円)	
		維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
補修・改良工法			
補修費用(千円)			
新技術の活用			
維持補修工事の概要			

表-3.7 報告の徴収様式(廃棄物埋立護岸)

項目		内容	
【施設基本情報】			
都道府県			
施設ID			
港湾名			
港格			
地区名			
施設種類			
施設番号			
施設名称			
管理者区分			
管理者名			
設置者区分			
設置者			
施設区分			
特定技術基準対象施設			
予防保全計画掲載対象施設			
【施設諸元情報】			
構造形式			
主要用材			
外周建設延長(m)			
機能保有延長(m)			
内護岸延長(m)			
天端高(m)			
消波工延長(m)			
廃棄物の種類			
計画処分量(m ²)			
計画処分量(m ³)			
建設開始年度			
建設終了年度			
事業費-総額(千円)			
事業費-補助金額(千円)			
備考			
【維持管理区分一覽】			
区分名称			
構造形式			
耐震強化施設			
整備期間			
適用技術基準			
延長			
備考			
港湾計画への位置づけ			
策定期間又は策定予定時期			
施設管理委託時期			
点検診断施設区分			
初回点検診断実施の有無			
日常点検頻度			
一般定期点検頻度(年)			
詳細定期点検頻度(年)			
設計計算書、工事完成図書の有無			
ライフサイクルコスト算定の有無			
【点検診断】			
点検診断関連	日常点検	実施の有無	
		点検方法	
	初回点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
		対応の種類 対応の処理状況	
	一般定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
		施設の性能低下度	
		対応の種類 対応の処理状況	
	詳細定期点検診断	点検実施日(西暦、月日)	
		点検方法	
施設の性能低下度			
対応の種類 対応の処理状況			
補修工事関連	補修予定	実施予定時期(西暦)	
		予定している補修内容 補修予定費用(千円)	
	履歴(前回)	維持補修工事実施期間	
		補修工事内容	
		補修・改良工法	
		補修費用(千円) 新技術の活用 維持補修工事の概要	

表-3.8 報告の徴収様式(特定の事項に係る詳細な報告の場合)

都道府県名		
港湾名		
施設コード		
施設番号		
追番		
施設名称		
管理者区分		
管理者名		
設置者区分		
設置者		
報告の内容		

[備考]

- 1 「報告の内容」項の左欄には、港湾管理者が報告を求める項目を記入する。
- 2 報告の内容に応じて、必要な書類を添付すること。

4. その他様式集

様式 4.1 (港湾法第五十六条の五関係) (案)

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

港湾管理者

特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関する報告の徴収について

港湾法第 56 条の 5 第 3 項の規定により、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し、次のとおり報告を求めます。

1 対象施設

2 報告項目

維持管理情報データベースへの入力のとおり (別添で代えることもできる)

3 報告期限

様式 4.2 (港湾法第五十六条の五関係) (案)

年 月 日

港湾管理者 殿

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名

特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関する報告

港湾法第 56 条の 5 第 3 項の規定により、特定技術基準対象施設の維持管理の状況に関し、次のとおり報告します。

1 対象施設

2 報告項目

維持管理情報データベースへの入力のとおり (別添で代えることもできる)

様式 4.3 (港湾法第五十六条の二の二十一関係) (案)

年 月 日

氏名又は名称及び住所並びに法人
にあつては、その代表者の氏名 殿

港湾管理者

特定技術基準対象施設に関する必要な措置について (勧告)

特定技術基準対象施設について、港湾法第 56 条の 2 の 21 第 1 項の規定により、必要な措置を講ずべきことを次のとおり勧告します。

1 対象施設

2 措置を講ずべき期限

3 講ずべき措置

